

行政機関による法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）の実施状況調査の結果（平成 19 年度）

総務省は、平成 19 年度の各府省における「行政機関による法令適用事前確認手続」（「日本版ノーアクションレター制度」）の実施状況について調査を行い、その結果を取りまとめました。

今回の調査は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）等に基づくもので、7 回目の結果公表となります。

調査結果の概要

- 各府省等が法令適用事前確認手続による国民等からの照会に対し回答を行い、平成 19 年度中にその結果の公表を行った案件は、20 件（18 年度調査結果比 9 件増）

- 府省別内訳は、以下のとおり

府 省 等 名	照会・回答件数	関係法令名 ※（ ）内は件数
金 融 庁	3	保険業法（1）、貸金業の規制等に関する法律（1）、信託業法（1）
総 務 省	1	電波法及び有線電気通信法（1）
厚 生 労 働 省	6	労働基準法（1）、労働者災害補償保険法（1）、食品衛生法（1）、労働安全衛生法施行令（1）、労働安全衛生法（1）、クレーン構造規格（1）
経 済 産 業 省	5	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（5）
国 土 交 通 省	5	貨物自動車運送事業法（1）、旅行業法（1）、宅地建物取引業法（1）、全国新幹線鉄道整備法（1）、道路運送法（1）

（参考）「法令適用事前確認手続」（「日本版ノーアクションレター制度」）とは？

民間企業等が、将来行おうとする事業活動についての具体的な行為が特定の法令の規定の適用対象となるかを、その法令を所管する行政機関にあらかじめ書面で照会し、その行政機関が回答を行うとともに、当該回答等を公表する手続です。

この手続は、平成 13 年度から閣議決定に基づき導入されており、平成 16 年には対象法令の分野の拡大等、平成 19 年には対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等の見直しが行われました。

なお、本調査結果の対象となった案件には、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）による閣議決定指針の改正を受けた各府省における細則改正前のもも含まれます。